

1. 案件名

多治見市手数料条例の一部改正について

2. 募集期間

平成 30 年 8 月 28 日（火）～平成 30 年 9 月●日（●）

3. 主旨

建築基準法等の一部改正により、建築物の接道規制に係る特例認定（建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号）を本市の事務として行うため、当該事務に係る手数料の額を定めるもの

4. 手数料の種類及び金額

種類	単位	金額
建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による建築物の接道規制に係る特例認定申請手数料	1 件につき	27,000 円